

平成28年度に向けた取り組み 事業の見直し等について

第1回会議でご協議頂いた課題

産前・産後ヘルパー (H25～)

課題

- 使い方の多様化
 - ・病院の付き添いの場合、2時間を超えることがある
 - ・2人以上の子守りの場合、1人で対応できないことがある
- 制度外の課題
 - ・産前・産後以外でも、ヘルパーの助けが必要な育児困難家庭がある

見直しのポイント

- ・多様なニーズに対応可能な、利用時間制限等の緩和
- ・育児困難家庭の見守りとしてのヘルパー制度の検討

産前産後ヘルパー利用条件の緩和

子ども1人につき 20回40時間までという基本的な条件はそのまま
外出の付き添いに限り1回3時間まで利用可能とする

特別育児支援ヘルパー制度の創設

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、在宅における支援が必要であると認められた家庭に対し、見守り及び家事援助のためヘルパーを派遣する

利用期間	ケース検討会議において決定する
利用回数	1週間に1回、1時間派遣を上限 支援家庭の状況により、回数を調整
利用料金	無料 (市が1時間につき2,500円を負担)
予算措置	360,000円 (年3件程度対応可能)

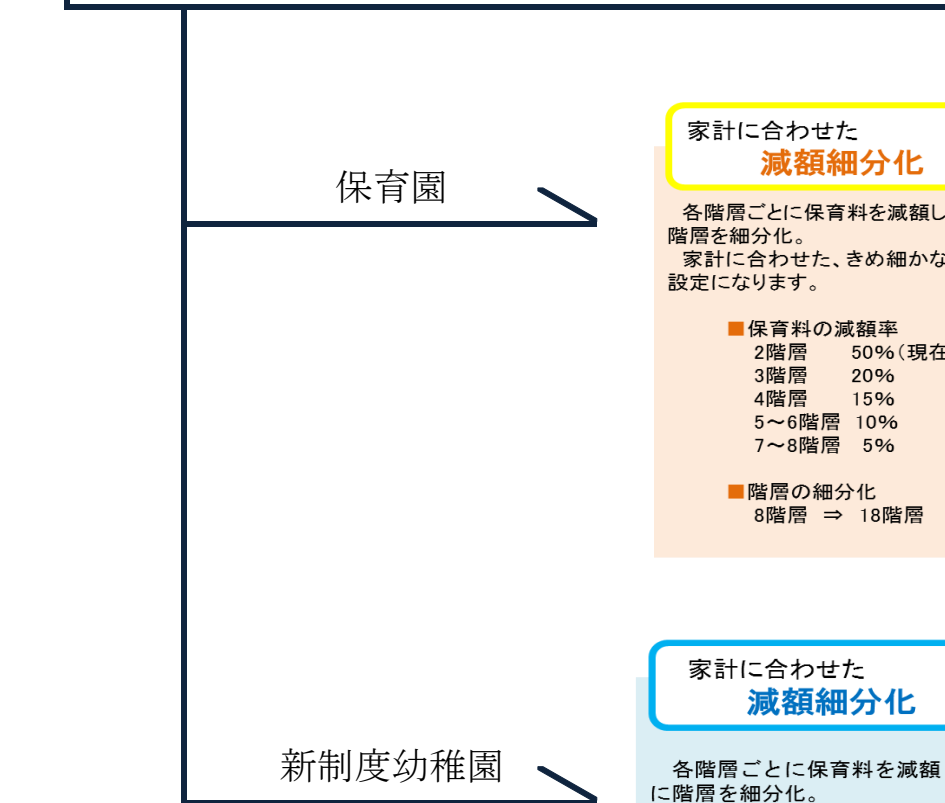
保育料第3子以降無料化 (H20～) など保育料見直し

課題

- 財政負担
 - ・第1子を18歳としたことにより、対象の保護者年齢が上がり所得も上がったことから、市の負担(免除額)が増えている
- 負担の公平化
 - ・子どものいる世帯のうち、無料対象となる子どもが3人以上の世帯は12～13%にとどまっている

見直しのポイント

- ・子どもの数によらない保育料負担の公平化
- ・幼稚園保育料とのバランス



私立幼稚園の新制度への移行 (新規) と保育料

課題

- 保護者負担
 - ・新制度に移行した場合、所得に応じた応能負担(市が決定)となる
 - ・応能負担となるため就園奨励費は対象とならない
 - ・国の基準では、最も高い場合で、現行保育料を大幅に上回る
- 地域型保育事業との関係
 - ・地域型保育事業の連携園となるためには新制度への移行が必要

見直しのポイント

- ・現行と比較して過度の負担とならない制度のあり方
- ・認可保育所保育料とのバランス

家計に合わせた減額細分化

各階層ごとに保育料を減額し、更に階層を細分化。家計に合わせた、きめ細かな保育料設定になります。

- 保育料の減額率

2階層	50% (現在無料)
3階層	20%
4階層	15%
5～6階層	10%
7～8階層	5%
- 階層の細分化

8階層	⇒ 18階層
-----	--------

「産みたい」をかなえる第2子無料化

「2人目を産みたいけれど、保育料が心配・・・」という方のために、きょうだい2人が同時に保育所を利用した場合、2人目の保育料を無料とします。

生活設計に配慮した経過措置

今回の見直しにより、負担が増える、第2階層の方、3人きょうだいの第1子が小学校4年生以上の方は、急激な負担増により家計を圧迫することの無いよう、経過措置として、2年間は、引き続き無料とします。

※ 第2階層の方のうち、母子家庭や障がい者のいる家庭は、経過措置終了後も引き続き無料となります。

多子世帯を支える第3子以降無料化

多子世帯の子育てを支援するため、小学校3年生から数えて第3子以降の保育料を無料とします。

家計に合わせた減額細分化

各階層ごとに保育料を減額し、更に階層を細分化。家計に合わせた、きめ細かな保育料設定になります。

- 保育料の減額率

2階層	50% (現在無料)
3階層	20%
4階層	15%
5階層	5%
- 階層の細分化

5階層	⇒ 9階層
-----	-------

「産みたい」をかなえる第2子無料化

「2人目を産みたいけれど、保育料が心配・・・」という方のために、小学校3年生から数えて第2子となる子が幼稚園を利用した場合、保育料を無料とします。

生活設計に配慮した経過措置

新制度に移行した幼稚園を利用する第2階層の方、3人きょうだいの第1子が中学校1年生以上の方は、急激な負担増により家計を圧迫することの無いよう、経過措置として、2年間は無料とします。

※ 第2階層の方のうち、母子家庭や障がい者のいる家庭は、経過措置終了後も引き続き無料となります。

多子世帯を支える第3子以降無料化

多子世帯の子育てを支援するため、小学校6年生から数えて第3子以降の保育料を無料とします。